

令和 6 年度定期監査の結果に関する報告について

令和 7 年 3 月 31 日
那須烏山市監査告示第 3 号

令和 6 年度定期監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

那須烏山市監査委員 瀧 田 晴 夫

那須烏山市監査委員 小 堀 道 和

令和6年度定期監査結果報告書

第1 監査の基準

那須烏山市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第3 監査の対象、実施日及び場所

対象課局	実施日	場 所
会計課、税務課、総合政策課	令和6年10月17日（木）	烏山庁舎第2会議室
上下水道課、まちづくり課、議会事務局	令和6年11月19日（火）	烏山庁舎第2会議室
商工観光課、健康福祉課、市民課	令和6年12月17日（火）	烏山庁舎第4会議室
都市建設課、生涯学習課、学校教育課	令和7年 1月17日（金）	南那須庁舎第一委員会室
農政課、総務課、こども課	令和7年 2月17日（月）	南那須庁舎第一委員会室

第4 監査の着眼点及び実施内容

令和6年4月1日から監査実施日の前々月末までにおける、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、各課局から提出された定期監査資料及び関係書類等に基づき、疑問点等は関係職員に質疑で確認しながら監査を実施した。

第5 監査結果の区分

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項については、次のとおり区分する。

1 勧告事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもので、市の行財政運営又は市民生活に重大な影響を及ぼすもの
- (2) その他、勧告事項とする必要があると認められるもの

2 指摘事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもの
- (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善を要するもの
- (3) その他、指摘事項とする必要があると認められるもの

3 注意事項

- (1) 指摘事項に該当するもののうち、比較的軽易なもの

4 意見

- (1) 事務執行上の課題について意見を付する必要があると認められるもの

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていることが認められた。

ただし、一部において次のとおり対応が必要な事項が見受けられた。これについては、速やかに必要な措置を講じるなど、今後の適正な事務の執行に万全を期されたい。

なお、指摘事項については、この報告書受領後6箇月以内に措置通知書（別記様式）により措置状況を報告されたい。

また、注意事項及び意見については、次回の定期監査時に報告されたい。軽微な事案については、口頭で指導したとおり改善されたい。

1 勧告事項

なし

2 指摘事項

(1) 総務課

主として自治会が利活用している公民館の敷地賃借料について、自治会間で著しく均衡を失うと思慮する事項が見受けられた。

自治会間の取扱いについて、説明責任が果たせるよう早急に対応されたい。

3 注意事項

(1) 総合政策課、会計課

公金等を国債等により運用する場合、取得時期、方法等によっては含み損が発生する可能性を否定できない。

「那須烏山市公金等の管理運用に関する基準」を遵守し、極端な含み損が発生することのないよう対応されたい。

(2) 農政課

一般財団法人那須烏山市農業公社（以下「公社」という。）の経営は、財務諸表等で見ると限り、損失が生じていると思慮される。

しかし、主管課の説明では平成29年に公社が設立した営利法人を含めると全体で利益が生じているとのことであったが、詳細の確認はできなかった。

なお、平成29年度から貸借対照表上新たに科目設定された「設立費」は内閣府公益認定等委員会が示した「公益法人会計基準」の運用指針上、確認できないところ。

「那須烏山市農業公社運営補助金」の存続の可否も含め抜本的な見直しを行い、実態について説明責任が果たせるように対応されたい。

4 意見

(1) 総務課

ア 年次有給休暇の取得について

全般的に年次有給休暇の取得が低調であるので、効果的な指導を願いたい。

イ 市有施設の適正管理について

市所有の建物で主として自治会が利活用している公民館については、公共施設等の適正な管理や自治会間の公平の観点から自治会移管を検討されたい。

(2) 市民課

ア 国民健康保険高額療養資金貸付基金について

存続意義がなくなつたと判断した「国民健康保険高額療養資金貸付基金」は、廃止を検討されたい。

国民健康保険高額療養資金貸付制度については、高額療養費制度創設によりその存在意義がなくなつたので、国民健康保険高額療養資金貸付金を廃止する旨、担当課より説明があつた。

なお、条例規定の額と現在高に著しく乖離があることは決算審査意見で述べたところ。

(3) 健康福祉課

ア 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員の活動に係る実費支給の根拠を明確にされたい。

民生委員・児童委員については、活動に係る実費を支給することは可能であるが、支給根拠が不明瞭である。